

前 金	部 分 払
無	0 回

平成 29 年 度
下建ポ 第 1-1 号

白塚新町ポンプ場沈砂池しゅんせつ業務委託設計書

委託仕様は特記以外は三重県公共工事共通仕様書及び監督員の指示による。

津市下水道局
下水道建設課

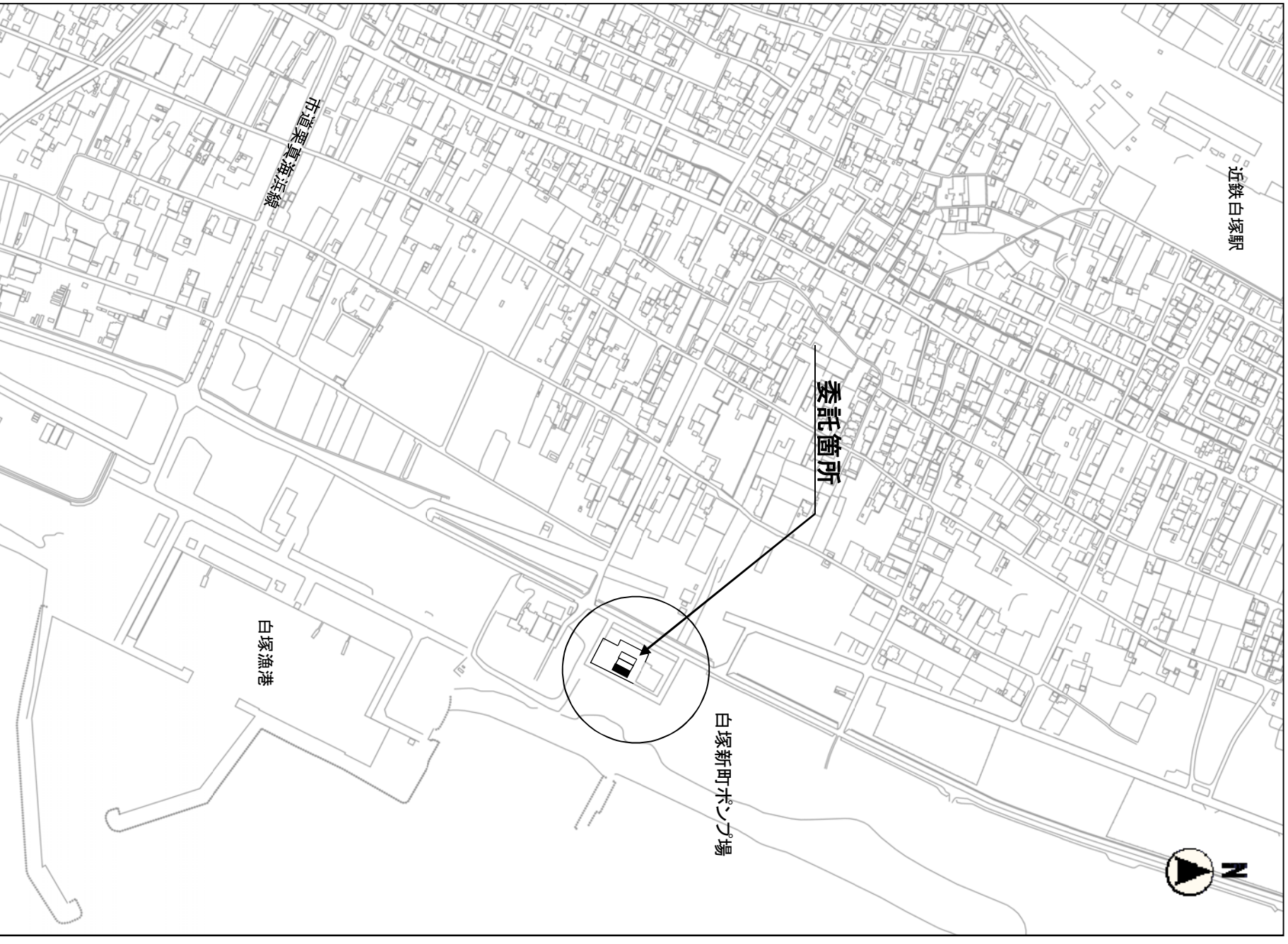
津 市

平成 29 年度		下建ポ 第 1-1 号		業 務 委 託 設 計 書	
業務委託場所	津市白塚町地内			担当副参事	
				検算者	
業務委託名	白塚新町ポンプ場沈砂池しゅんせつ業務委託			調整担当主幹	
				担当主幹	
設計額	(うち消費税等相当額)			担当副主幹	
				設計者	
履行期間	平成29年9月15日限り				
長	—	巾	—		
業 務 の 大 要					
機械しゅんせつ工 50m3					

津 市

位置図

平成29年度下建木第1ー1号
白塚新町ポンプ場沈砂池しゅんせつ業務委託



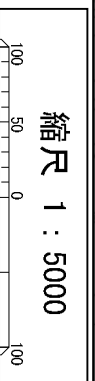
白塚新町ポンプ場

委託箇所

近鉄白塚駅

市道栗奥海岸線

白塚漁港



設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費								
ポンプ場清掃工				式				
					1.000			
沈砂池清掃工				式				
					1.000			
しゅんせつ工				式				第 0001 号 明細表
					1.000			
仮設工				式				
					1.000			
水替工				式				第 0002 号 明細表
					1.000			
直接工事費計				式				
					1.000			
間接工事費								
共通仮設費								

設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
共通仮設費 (率計上額)				式				
					1.000			
共通仮設費計				式				
					1.000			
純工事費				式				
					1.000			
現場管理費				式				
					1.000			
工事原価				式				
					1.000			
一般管理費等				式				
					1.000			
工事価格				式				
					1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
本工事費計				式				
					1.000			

第 0001 号 明細表 しゅんせつ工						1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名 称 規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
機械しゅんせつ工 強力吸引車（汚泥）		m3				第0001号単価表
			50.000			
汚泥運搬工 汚泥		m3				第0002号単価表
			40.000			
産業廃棄物処理費 汚泥		m3				
			40.000			
合 計						

第 0002 号 明細表 水替工						1 式
						(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名 称 規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水替工		式				第0004号単価表
			1.000			
合 計						

ポンプ運転工					第 0001 号 施工単価表
					1.000 日 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊作業員	人				
普通作業員	人				
工事用水中ポンプ 機械損料	日				第0001号運転単価表
発動発電機機械損料	日				
諸雑費	式	1.000			
合計	日	1.000			
単位当り	日	1.000	当り		

据付・撤去工			第 0002 号 施工単価表		
			1.000 現場 当り		
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人				
合計	現場	1.000			
単位当り	現場	1.000	当り		

SJ0010 機械しゅんせつ工 強力吸引車（汚泥）		第 0001 号単価表 1 m3 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油 一般用	リットル				
土木一般世話役	人				
特殊作業員	人				
特殊運転手	人				
強力吸引車損料	時間				
合 計	m3	1. 000			
単位当り	m3	1. 000	当り		

SJ0030 汚泥運搬工 汚泥		第 0002 号単価表 100 m3 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
汚泥吸引車機械運転	日				第0003号単価表
諸雑費	式	1.000			
合 計	m3	100.000			
単位当り	m3	1.000	当り		

SJ0020 汚泥吸引車機械運転		第 0003 号単価表 1 日 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
一般運転手	人				
軽油 一般用	リットル				
強力吸引車損料	供日				
諸雑費	式	1.000			
合 計	日	1.000			
単位当り	日	1.000	当り		

SJ0060 水替工		第 0004 号単価表 1 式 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ポンプ運転工	日				第0001号施工単価表
据付・撤去工	現場	1.000			第0002号施工単価表
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

工事用水中ポンプ 機械損料					第 0001 号 運転単価表
					1.000 日 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
工事用水中ポンプ 機械損料	日				
合計	日	1.000			
単位当り	日	1.000	当り		

白塚新町ポンプ場沈砂池しゅんせつ業務委託

数 量 総 括 表

数 量 総 括 表							
レベル1 (工事区分)	レベル2 (工 種)	レベル3 (種 別)	レベル4 (細 別)	レベル5 (規 格)	単 位	数 量	摘 要
ポンプ場清掃工					式	1	
	沈砂池清掃工				式	1	
		しゅんせつ工			式	1	
			機械しゅんせつ工	強力吸引車 (汚泥)	m3	50	
			汚泥運搬工	汚泥	m3	40	
			産業廃棄物処理	汚泥	m3	40	
	仮設工				式	1	
		水替工			式	1	
			水替工		式	1	

数 量 計 算 書					
レベル 2 (工 種)	レベル 3 (種 別)	レベル 4 (細 別)	レベル 5 (規 格 及 び 計 算 式)	単位	数量
沈砂池清掃工	しゅんせつ工			式	1.0
				式	1.0
		機械しゅんせつ工	別紙計算書より V= 50.11	m3	50.11
		汚泥運搬工	50.11 × 0.75 V= 37.58	m3	37.58
		産業廃棄物処理	50.11 × 0.75 V= 37.58	m3	37.58
仮設工	水替工			式	1.0
				式	1.0
		水替工		式	1.0

数 量 集 計 表

箇 所	距離(m)	幅(m)	堆積厚(m)	堆積量		摘 要
				断面積(m2)	立積(m3)	
白塚新町ポンプ場1号沈砂池	13.10	4.50	0.85	3.825	50.11	
計					50.11	
平均泥土量						

水替工

1 式

工種	項目	日当り施工量 (m3/日)	施工量 (m3)	数量 (日)	摘要
しゅんせつ工	機械しゅんせつ		50.1		白塚新町ポンプ場 1号沈砂池
合計					1現場

特 記 仕 様 書

(適用)

この委託業務の施工は、市監督員の指示に従い施工すること。

(写真撮影)

- 1 受注者は着工前、作業中、完成の写真撮影すること。
ただし、着工前と完成は同じ場所から撮影のこと。
- 2 撮影においては作業場所を入れること。
- 3 工事写真は、原則としてカラー撮影とし、明確なものとする。

(連絡)

作業中に異変があれば、市監督員に報告すること。

(施工方法)

- 1 作業中は、作業員の過失または、不注意により生じた損害及び施工に関連して、既設構造物、その他対外的に及ぼす損害の補償はすべて受注者の負担とする。
暗渠等に入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有害ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な処置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を準備すること。
- 2 堆積物数量は、図面に示す清掃計画のほかに過掘りがあってもその部分は、出来高数量とは認めない。
- 3 強力吸引車のタンク内の水は絶対に污水管へ流さないこととする。
- 4 堆積物の処理は、産業廃棄物処理の許可を有する施設で処理すること。また、受入先のマニフェストの写し（Ａ票及びＤ票、Ｅ票のコピー）を市監督員に提出すること。
- 5 業務に先立ち、空き缶等の異物は除去しなければならない。なお、これにより発生する廃棄物については受注者の責任において処理するものとし、処理に当たっては、第三者への損害及び公衆に迷惑をかけないようにしなければならない。
- 6 本委託には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月３１日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該業務の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。

(提出書類)

業務完了時提出書類

- | | | | | | |
|--------------|----|-------------|----|-------------------|----|
| 1) 業務委託完成報告書 | 1部 | 2) 業務委託完成写真 | 1部 | 3) 作業状況写真 | 1部 |
| 4) マニフェスト写し | 1部 | 5) 請求書 | 1部 | 6) その他市監督員の指示する書類 | 1部 |

(地元住民及び通行人等への広報)

受注者は、業務着手前及び業務期間中を通じて必要の都度、業務内容等を地元住民及び通行人等へ周知し、協力を求めるための必要な処置を講ずること。

(作業中の安全確保)

受注者は、三重県公共工事共通仕様書第 1 編1-1-32)に準じ、必要な措置を講じなければならない。

(工程)

実施時期については、市監督員と協議すること。

(産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け)

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記
・ 140ポイント以上の大きさの文字

4. 9cm以上 産業廃棄物収集運搬車

3. 2cm以上 氏名又は名称 許可業者の氏名又は名称（許可証記載のとおり） ・ 90ポイント以上の大きさの文字

3. 2cm以上 許可番号 第〇〇〇〇〇〇〇号

統一許可番号（下6桁）
・ 90ポイント以上の大きさの文字

(1) JIS Z 8305で規定されている大きさ
1 ϕ 4 $\times$ 1 ϕ ≒0.3514mm
(2) JIS Z 8305で規定された大きさを
1mm単位で四捨五入した数値です。

排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記
・ 140ポイント以上の大きさの文字

4. 9cm以上 産業廃棄物収集運搬車

3. 2cm以上 氏名又は名称 許可業者の氏名又は名称（許可証記載のとおり） ・ 90ポイント以上の大きさの文字

(1) JIS Z 8305で規定されている大きさ
1 ϕ 4 $\times$ 1 ϕ ≒0.3514mm
(2) JIS Z 8305で規定された大きさを
1mm単位で四捨五入した数値です。

表示方法に関する注意事項

- ・ 車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・ 表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に銕で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・ 文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２１年津市訓第３４号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。

- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。

- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記３の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

白塚新町ポンプ場

 しゅんせつ箇所
 平均L=13.1m W=4.5m
 平均堆積厚 t=85cm

